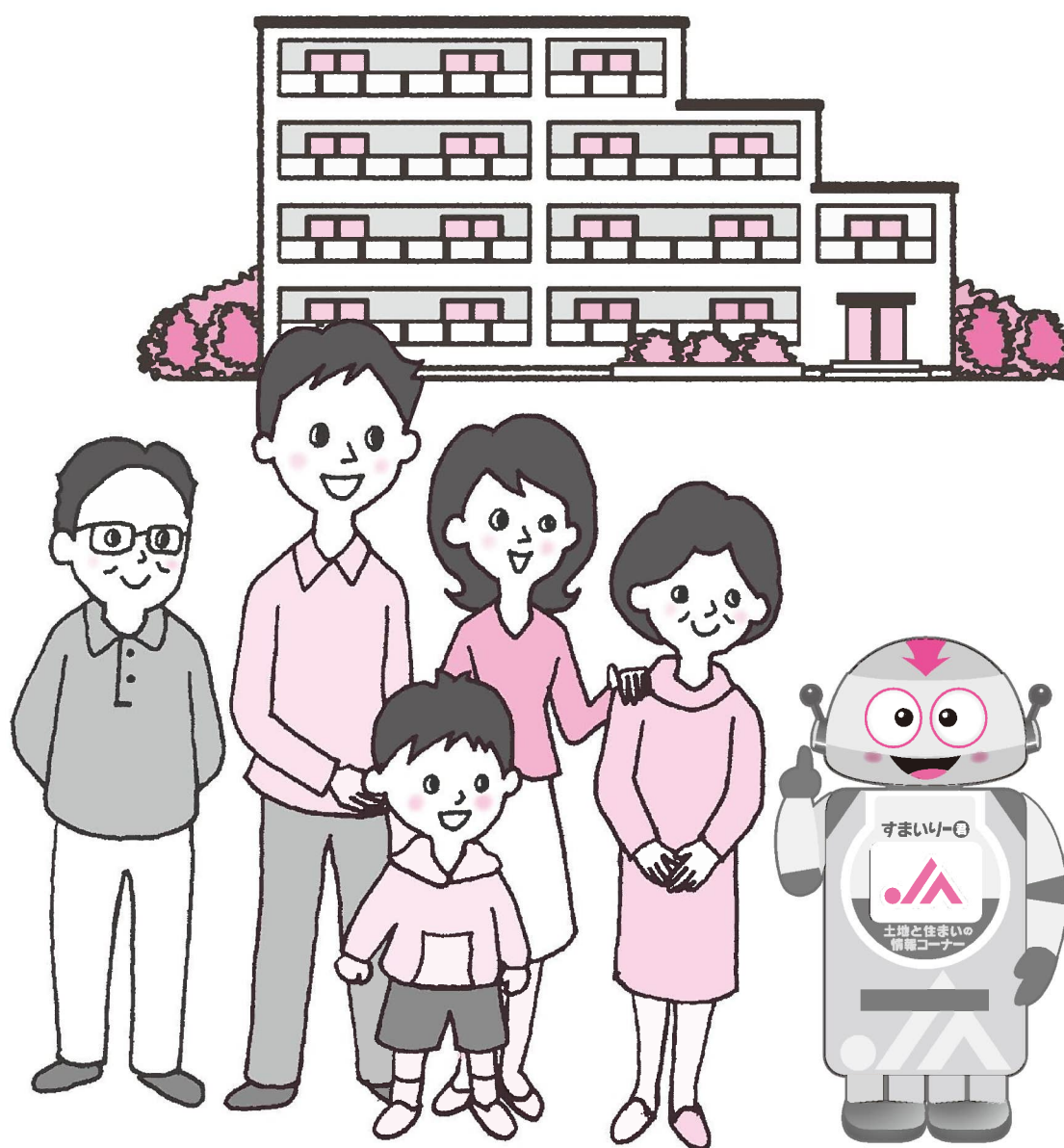


入居にあたって

多くの方が暮らす共同住宅では、守っていただきたいルールやマナーがあります。ここでは、注意・禁止事項や入居にあたり知っておいていただきたいことをまとめています。

これらを守り、お互いに配慮をしていただくことで、入居者の皆様全員が快適に暮らしていただけます。



共同住宅での生活の注意事項

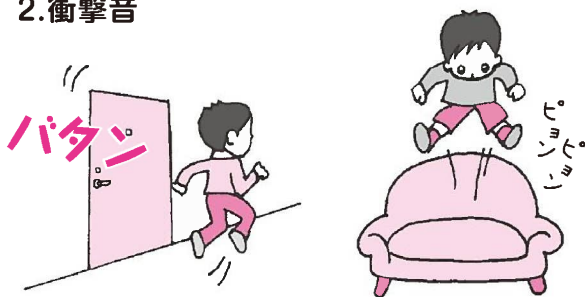
次に掲げる注意事項は、苦情が多い項目となっています。入居者の皆様が快適に生活できるよう、特に気を付けてください。

1. 大きな話し声



人の話し声、笑い声は割によく響きます。特に夜間・早朝などにご配慮をお願いします。

2. 衝撃音



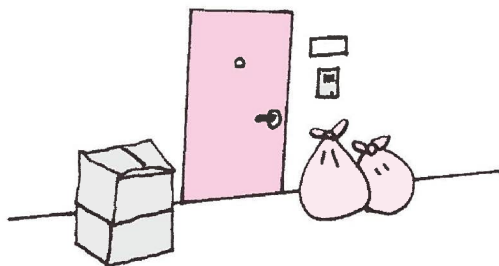
ドアなどを勢いよく開閉しないでください。テーブルやイスなどの脚には布やゴム製のカバーをし、音を出さない心配りを。また、お子さんが走りまわったり飛びはねる音にもご注意ください。

3. ゴミの分別



ゴミの分別がきちんとされておらず散らかっていることがあります。ゴミは決められた日・時間・場所に出すようにしてください。

4. 共用部への私物放置



廊下や階段などの共用部へは私物を放置しないでください。

5. 損害賠償

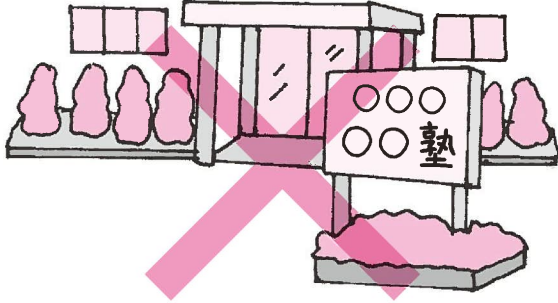


失火類焼などによる損害は家主に請求できません。他人に損害を及ぼした場合、損害責任が生じます。

禁止事項

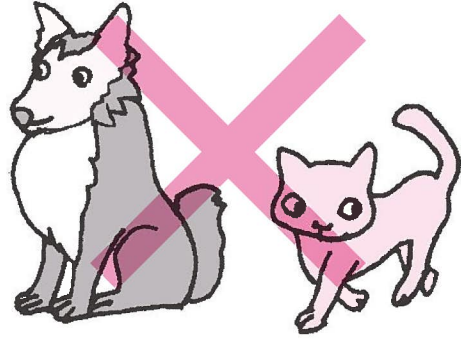
JAみどり賃貸住宅管理組合では、次の行為を禁止行為とし、お守りいただけない場合は、契約違反となります。

1.「住宅」以外の使用禁止



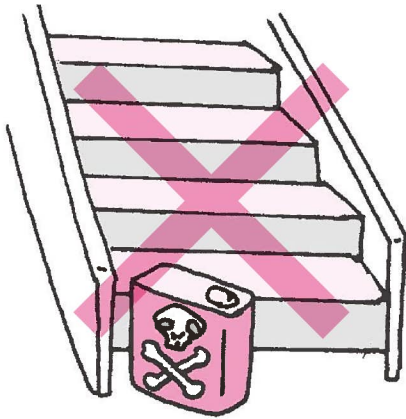
事務所や塾などの目的に使用したり、玄関に看板の表示も禁止しております。

2.犬や猫などのペットの飼育禁止 (小鳥や観賞魚は除く)



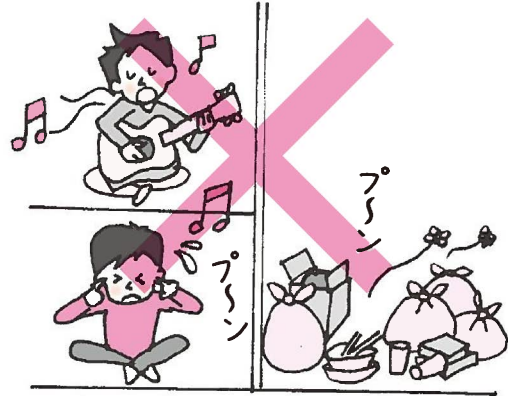
他人から預かることも不可です。

3.危険物を置かない

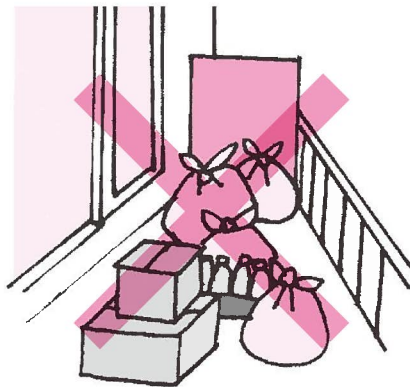


室内・通路・踊り場・階段などへ置かないでください。

4.不衛生なこと、騒音で他人に迷惑を かけない















5.物置、工作物の設置不可



ベランダや庭へ物置など工作物は置かないでください。

ご入居にはいろいろな手続が必要です。ご入居の際の参考にしてください。

手続	届ける人	届け先	日時	チェック	手続に必要なもの
電気の開線 	本人	中部電力 ☎0120-921-691	月 日	<input type="checkbox"/>	
水道料金の開栓 	本人	水道局 受付センター 名水ダイヤル ☎884-5959	月 日	<input type="checkbox"/>	●親子メーターの場合は不要
ガスの開栓 	本人	東邦ガス 笠寺営業所 ☎821-7141	月 日 時～時	<input type="checkbox"/>	●お立会い指定 日・祝日を除く、月～金曜日午前9時～12時、 午後1時～3時、3時～5時、土曜日午前9時～ 12時、午後1時～5時のいずれかの指定となり、 天然ガス用のコンロをご用意ください。 (※プロパン用、都市ガス用のコンロの場合はあ らかじめ機種と番号をお知らせいただかないと すぐにご使用になれません)
損害賠償保険	掛捨て タイプ	チャブ損害保険 株式会社 (24時間受付) ☎0120-011-313		<input type="checkbox"/>	●入居者さんが自己の不注いで万一、火災、爆発、 こぼし水、物を落下し他人に被害を与えた場合、 その損害を賠償しなければなりません。JAみどりの 管理住宅の入居者さんには、指定の賠償保険に ご加入いただくようにしております。 また、保険期間が満了する前には必ず更新手続を してください。
	共済 (積立) タイプ	JAみどり共済部 ☎896-4602		<input type="checkbox"/>	
住民移転届 住民転入届 	原則として 本人	緑区役所	入居予定日ま でに届け出る (引越する前)	<input type="checkbox"/>	●区役所にある所定届出用紙 ●届け出人の印鑑 ●国民健康保険証 (加入している人のみ)ただし、 移転先が同市区町の場合は除く
印鑑登録 	原則として本 人、代理人の場 合は委任状が 必要	緑区役所	なるべく早く	<input type="checkbox"/>	●実印を持参 ●所定届け出用紙「印鑑廃止届出書」
国民年金の 住所変更 	本人	緑区役所	なるべく早く	<input type="checkbox"/>	●国民年金手帳 ●印鑑 ●転出証明書
国民健康保険 	本人	緑区役所	なるべく早く	<input type="checkbox"/>	●国民健康保険証 ●印鑑 ●転出証明書
福祉関係 乳児医療、児童手当、 老人医療敬老年金 	本人か親	緑区役所	なるべく早く	<input type="checkbox"/>	●印鑑 ●転出証明書
転校届 	本人か親	転入学先の 学校長	いつでも(日祝 祭日をのぞく)	<input type="checkbox"/>	●現在通学中の学校長の成績証明書、在学証明書 ●転入先の市区町村の住民票 (住民登録をすると 発行される) ●転入先の教育委員会の承諾書
運転免許証の 住所変更 	本人	転出先の警察	なるべく早く 但し、更新1 ヶ月前なら、 更新時でよい	<input type="checkbox"/>	●住民票(同一管内) ●写真(他県よりの転入) ●免許証
郵便物の転送 	本人	現住所の管轄 郵便局	いつでも(日祝 祭日をのぞく)	<input type="checkbox"/>	●郵便局所定の転居届
電話の移転届 	本人	転出先の管轄 NTTの営業の 窓口	いつでも(日祝 祭日をのぞく)	<input type="checkbox"/>	●電話局所定による移転届 ●住居を間借りする場合で、電話移転するときは 「家主の同意書」が必要 ●電話料金銀行振り込みで、振り込み銀行変更の 場合は、所定用紙で変更届けが必要
マイナンバーカード (通知カード)の 住所変更	本人	緑区役所	住所登録変更後 なるべく早く	<input type="checkbox"/>	●身分証明書 ●マイナンバーカード又は通知カード

入居中の修繕

家主の修繕範囲

建物の構造上主要となる部分と給排水施設・電気施設(照明器具を除く)・共用部分などは家主にて修繕します。ただし入居者さんの不注意で修繕が必要となった場合は、入居者さんからの応分の負担をいただきます。

緊急修理連絡先

JA営業時間内 9時～17時 JAみどり不動産部 ☎896-8007

JA営業時間外 17時～翌朝9時まで および 休日		
ガス	東邦ガス 笠寺営業所	☎821-7141
電気	中部電力 緑営業所	☎623-2717 フリーダイヤル ☎0120-929-476
給排水の漏水 排水の詰まり 断水(ポンプ室の異常)	パイプマスター (JA委託業者・24時間対応)	☎806-7500
給湯器の不調・その他緊急修理	名古屋給湯器サービス	☎625-5531 (土・日・祝対応:午前9時～午後5時)

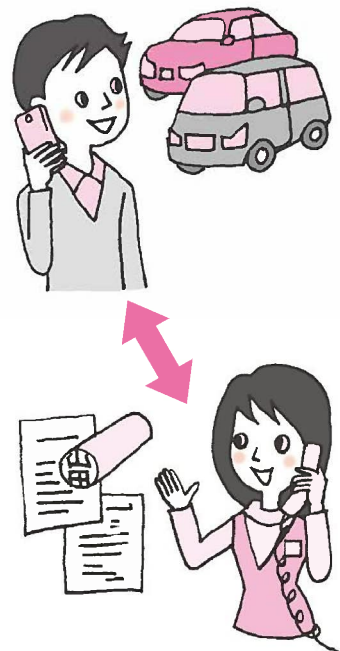
(注:修理の内容によっては対応できない場合もあります。)

* ご連絡の際には”JAみどり管理の〇〇コーポ〇〇号室”とってください。

各種届出

次のような場合は事前に家主(JAみどり)にご連絡いただき、必ず変更の手続きをおとりください。手続きの際、契約書とご印鑑(実印)、その他書類が必要になる場合があります。

1. やむを得ない事情で親族や他人を同居させる場合
2. 契約名義人が死亡したり離婚した場合で、同居の親族が引き続き入居する場合
3. 保証人が転居・死亡したり、やむを得ない事情で解任を申し出たとき
4. 家族に転居・死亡などのあった場合
5. 駐車場契約など当初の契約内容に変更がある場合
6. その他賃貸借契約行為の継続にあたって必要と判断することのある場合



家賃などの支払い

契約時に開設いただきましたJAみどりの口座より家主口座へ振替させていただきます。

入金可能な金融機関

通帳の場合	キャッシュカードの場合
<ul style="list-style-type: none"> ●愛知県下各JA店舗・支店のATM 	<ul style="list-style-type: none"> ●愛知県下各JA店舗・支店のATM ●ゆうちょ銀行 ●コンビニ(ローソン・セブン・イレブン・ファミリーマート)

支払日:毎月1日(一部の住宅は家主が直接集金のものもあります)

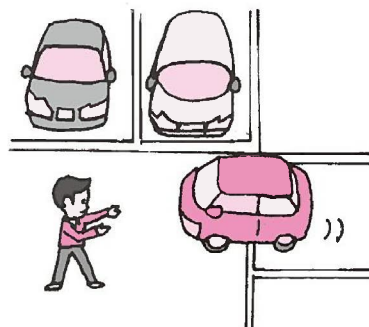
町内会

入居されますアパート・マンションもその地域で構成された町内会(自治会)員であり、みなさんも町内会の一員となります。町内会費の支払いや行事などのご協力をお願いします。JAみどりでは、各町内会への関与ができませんので、入居者さん自身でご確認ください。



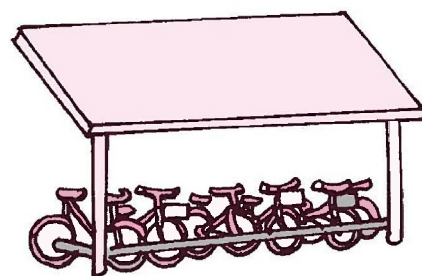
駐車場の利用

- 契約は1部屋1台分が原則ですが、2台分以上ご用意できる場合には、お借りいただくことができます。但し、入居者さんが入れ替わり、1台目の駐車場利用の希望があった場合は、2台目を返していただくことがあります。
- 車は必ず指定された場所へ止めるようにしてください。通路や指定の場所以外への駐車は火災などの緊急時の妨げとなりますのでおやめください。



駐輪場の利用

自転車はきちんと並べて整理整頓を心掛け、施錠し盗難防止に心掛けてください。また使用不能となった自転車は自転車置き場に放置せず、各自で処分してください。



(有料)粗大ごみ受付センター (0120-758-530)

防犯

住宅内で次のような事がありましたらすぐに最寄りの交番までご連絡ください。また、各家庭でも就寝の際や外出時戸締まりを十分に行ってください。

- 泥棒に入られたり、不審者を発見したとき
- 郵便受けのいたずらや郵便物の盗難にあったとき
- 車上狙いがあったとき

訪問販売への対応

- 家主・JAみどりに「依頼された」「了解を得た」などと言って物品を販売する悪質な業者がいます。家主・JAみどりでは、消火器・浄水器などの訪問販売の依頼・了解をすることは一切ありませんので、ご注意ください。